

九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集投稿原稿の掲載基準

(平成19年4月25日制定)

(目的)

第1条 九州地区の国立大学間連携事業に伴う教育系・文系論文集（以下「九州地区連携事業論文集」という。）は、九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集発行要項（以下「発行要項」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(掲載論文等)

第2条 九州地区連携事業論文集には、次に掲げる論文を掲載する。

- (1) 九州地区の各国立大学に所属する教員が主となり執筆し、各大学から推薦された論文
- (2) 教育研究活動の活性化のため、各国立大学から推薦があった大学院生が執筆した論文
- (3) 九州地区の各国立大学の研究者等から投稿があり編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた論文

2 第1項第2号の大学院生が執筆した論文については、発行要項に定める委員会において院生枠を設置する。

(論文の分類)

第3条 第2条による論文の分類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育系の研究
- (2) 文系の研究
- (3) その他

(査読)

第4条 委員会は、論文掲載の可否について、当該分野の専門研究者が査読した審査結果に基づき決定する。

(著作権)

第5条 九州地区連携事業論文集に掲載する論文の著作権は、執筆者に帰属し、委員会は編集出版権を有するものとする。

2 リポジトリで複製又はインターネットによる公開を行うため、執筆者は著作権法上の複製権及び公衆送信権を承諾することとする。

(編集)

第6条 九州地区連携事業論文集の編集は電子媒体のみとし、印刷物は発行しない。

(その他)

第7条 九州地区連携事業論文集への掲載は、この基準に定めるもののほか、委員会において定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月25日から実施する。

附 則（平成25年10月9日改正）

この基準は、平成26年4月1日から実施する。